

# 高知厚生病院訪問リハビリテーション 運営規程

高知厚生病院

## 高知厚生病院訪問リハビリテーションこうせい運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人山口会（以下「事業者」という。）が設置する高知厚生病院（以下「事業所」という。）において実施する指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な指定（介護予防）訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通訪問リハビリテーションの事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業は、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 指定訪問リハビリテーションにおいては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

5 事業者は、地域との結び付きを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

6 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業の運営)

第3条

1 指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 高知厚生病院 訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 高知県高知市葛島 1-9-50

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人(常勤兼務)  
管理者は、従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。  
理学療法士 1名

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日および12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時00分～午後5時30分

(指定(介護予防)訪問リハビリテーションの内容)

第8条 指定(介護予防)通所リハビリテーションの内容は、次のとおりとする。

- (1) (介護予防)訪問リハビリテーション計画の作成
- (2) (介護予防)訪問リハビリテーション計画に基づく訪問リハビリテーションの提供

(利用料等)

第9条 指定訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額(月単位)とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 3 法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)通所リハビリテーションに係る利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)」又は「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)」によるものとし、法定代理受領サービスの利用料との間に不合理な差額が生じないようにするものとする。
- 4 利用料等の支払を受けたときは、領収書を交付する。

- 5 指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 10 条 通常の事業の実施地域は高知市・南国市の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第 11 条 利用者は指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を受ける際には、当院がかかりつけ医の場合、訪問リハビリテーション主治医の診察を 3 ヶ月に 1 回受ける必要がある。

（緊急時等における対応方法）

第 12 条 従業者は、指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し対応する。

- 2 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録するものとする。
- 4 事業者は、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第 13 条 事業者は、利用者の特性及び事業所の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における利用者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「防災計画」という。）を策定し、定期的に従業者に周知するものとする。

- 2 事業者は、防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者にも周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を年 2 回行うものとする。
- 3 事業者は、前項に規定する非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制を整備するに当たっては、市、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び地域住民と相互に支援及び協力が行われるように、その整

備に努めるものとする。

- 4 事業者は、第2項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。
- 5 事業者は、第2項に規定する訓練の結果に基づき、防災計画の検証を行い、必要に応じて防災計画の見直しを行うものとする。
- 6 事業者は、非常災害時において、身体等の状況が医療機関へ入院し、又は社会福祉施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活が適当でないとして市長が認めたものの受入れに配慮するものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業者は、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。
  - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(苦情処理)

- 第15条 事業者は、指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業者は、提供した指定(介護予防)訪問リハビリテーションに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
  - 3 事業者は、提供した指定(介護予防)訪問リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法

律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めておくものとする。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ、文書により得ておくものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第19条 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供を行うよう努めるものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

2 事業者は、適切な指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

3 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

4 事業者は、利用者に対する指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(1) (介護予防)訪問リハビリテーション計画

(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 市町村への通知に係る記録

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。